

第四百一十一回国 参議院農林水産委員会會議録第五号

平成九年十二月十日(水曜日)
午後九時十四分開会

委員の異動

十二月二十七日

辞任

戸田 邦司君

補欠選任

都築 讓君

辞任

谷本 巍君

補欠選任

上山 和人君

辞任

大野つや子君

補欠選任

倉田 寛之君

十二月五日

辞任

倉田 寛之君

補欠選任

大野つや子君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

松谷蒼一郎君

岩永 浩美君

高木 正明君

真島 一男君

大淵 絹子君

青木 幹雄君

井上 吉夫君

浦田 勝君

大野つや子君

常田 享詳君

三浦 一水君

谷本 巍君

須藤美也子君

国務大臣

農林水産大臣

島村 宜伸君

政府委員

農林水産政務次官

矢野 哲朗君

農林水産省経済局長

熊澤 英昭君

事務局側

常任委員会専門員

鈴木 威男君

本日の会議に付した案件

○農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松谷蒼一郎君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十一月二十七日、戸田邦司君が委員を辞任され、その補欠として都築讓君が選任されました。

○委員長(松谷蒼一郎君) 農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。島村農林水産大臣。

○国務大臣(島村宜伸君) 農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

農水産業協同組合貯金保険制度は、信用事業を行う農協、漁協等の組合の貯金者の保護を図るため、これらの組合が貯金の払い戻しを停止した場合に必要な保険金の支払い等を行うほか、経営が困難になった組合に係る合併等に対し適切な資金

援助を行い、もって信用秩序の維持に資することを目指す制度であります。

我が国の金融を取り巻く環境につきましては、平成十年四月からの早期是正措置の導入や、平成十三年のいわゆる金融ビッグバンに向けた金融機関の業務・組織形態の自由化・多様化など、種々の金融システムの改革が行われており、今後、金融機関の再編は加速化していくものと考えられます。

このような中で、農協・漁協系統におきましては、経営の合理化、経営体制の強化に努めているところであり、

政府といたしましては、このような状況に対処して、貯金者の保護とあわせて信用秩序の維持に資する環境整備を早急に図るべく、農水産業協同組合貯金保険制度を改善することとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農水産業協同組合貯金保険機構の資金援助の対象となる合併として、救済を行う組合による経営の困難な組合の吸収合併に加え、救済を行う組合と経営の困難な組合との新設合併を追加することとしております。

第二に、平成十三年三月末までの時限的措置として、経営の困難な組合同士による新設合併につき、都道府県知事があつせんすることができるととし、あつせんを受けて合併する場合には、都道府県知事による経営体制の整備等に関する実施計画の承認を経て、農水産業協同組合貯金保険機構が資金援助を行うことができることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要内容であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決い

ただきますようお願い申し上げます。

○委員長(松谷蒼一郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後九時十七分散会

十一月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、遣伝子組換え食品の表示に関する請願第八〇一号(第八〇二号)(第八〇三号)(第八三二号)(第八七五号)(第八八三三三三)(第八八九号)

第八〇一号 平成九年十一月十八日受理
遣伝子組換え食品の表示に関する請願
請願者 奈良市川上町八七三ノ六五 西村 広子 外十九名

紹介議員 島袋 宗康君
この請願の趣旨は、第四〇八号と同じである。

第八〇二号 平成九年十一月十八日受理
遣伝子組換え食品の表示に関する請願
請願者 大阪府豊中市庄内幸町三ノ二三ノ
Aノ七 石井佐和子 外四十九名

紹介議員 荒木 清寛君
この請願の趣旨は、第四〇八号と同じである。

第八〇三号 平成九年十一月十八日受理
遣伝子組換え食品の表示に関する請願
請願者 福岡県田川市松原団地一、七二

一 石崎町子 外十九名
紹介議員 和田 洋子君
この請願の趣旨は、第四〇八号と同じである。

第八三三号 平成九年十一月十九日受理
遺伝子組換え食品の表示に関する請願
請願者 宮城県石巻市蛇田字下中坪六 阿部靖 外三十九名

紹介議員 大野つや子君
この請願の趣旨は、第四〇八号と同じである。

第八七五号 平成九年十一月二十日受理
遺伝子組換え食品の表示に関する請願
請願者 京都府相楽郡加茂町南加茂台八ノ七ノ一 三谷和幸 外四十四名

紹介議員 谷本 龜君
この請願の趣旨は、第四〇八号と同じである。

第八八三三号 平成九年十一月二十日受理
遺伝子組換え食品の表示に関する請願
請願者 大阪府枚方市香里ヶ丘二ノ七ノAノ四五ノ二〇六 山田幸治 外四十九名

紹介議員 今井 澄君
この請願の趣旨は、第四〇八号と同じである。

第八八九号 平成九年十一月二十日受理
遺伝子組換え食品の表示に関する請願
請願者 大阪府枚方市西禁野二ノ二ノ三 山中一郎 外四十四名

紹介議員 国井 正幸君
この請願の趣旨は、第四〇八号と同じである。

十二月五日日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、遺伝子組換え食品の表示に関する請願(第九一〇号)(第一〇〇三号)(第一〇〇八号)
- 一、農林関係事業予算の重点的配分に関する請願(第一二〇六号)
- 一、遺伝子組換え食品の表示に関する請願(第一〇四七号)(第一〇五八号)(第一〇八二号)
- 一、森林管理局(仮称)の設置に関する請願(第一〇九号)

一、輸入農畜産物の産地・原産国表示等の確立に関する請願(第一二一〇号)

一、遺伝子組換え食品の表示に関する請願(第一二四二号)

一、生産者米価の価格対策に関する請願(第一七三三号)(第一二二六号)

一、国宮川辺川土地改良事業の促進に関する請願(第一二二三号)

第九一〇号 平成九年十一月二十一日受理
遺伝子組換え食品の表示に関する請願
請願者 大阪府箕面市桜四ノ一三ノ一四 山崎ひとみ 外四十九名

紹介議員 荒木 清寛君
この請願の趣旨は、第四〇八号と同じである。

第一〇〇三三号 平成九年十一月二十五日受理
遺伝子組換え食品の表示に関する請願
請願者 熊本市新町三ノ一ノ一六 嶋北文広 外三十八名

紹介議員 堂本 暁子君
この請願の趣旨は、第四〇八号と同じである。

第一〇〇八号 平成九年十一月二十五日受理
遺伝子組換え食品の表示に関する請願
請願者 奈良市南紀寺町五ノ五九ノ一 末次敦子 外二十四名

紹介議員 及川 順郎君
この請願の趣旨は、第四〇八号と同じである。

第一〇二六号 平成九年十一月二十五日受理
農林関係事業予算の重点的配分に関する請願
請願者 長野市上松四ノ二九ノ七 西沢盛永
紹介議員 小山 峰男君
この請願の趣旨は、第六一四号と同じである。

第一〇四七号 平成九年十一月二十五日受理
遺伝子組換え食品の表示に関する請願

請願者 千葉県佐原市佐原イ八四 浅野さよ子 外十九名
紹介議員 浜四津敏子君
この請願の趣旨は、第四〇八号と同じである。

第一〇五八号 平成九年十一月二十六日受理
遺伝子組換え食品の表示に関する請願
請願者 京都府相楽郡加茂町南加茂台八ノ七ノ二 松宮旦 外二十四名

紹介議員 有働 正治君
この請願の趣旨は、第四〇八号と同じである。

第一〇八二二号 平成九年十一月二十六日受理
遺伝子組換え食品の表示に関する請願
請願者 福岡県田川郡大任町今任原三、五〇九ノ二 西加子 外三十四名

紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第四〇八号と同じである。

第一〇九号 平成九年十一月二十六日受理
森林管理局(仮称)の設置に関する請願
請願者 長野市上松四ノ二九ノ七 西沢盛永
紹介議員 北澤 俊美君
この請願の趣旨は、第六一五号と同じである。

第一一一〇号 平成九年十一月二十六日受理
輸入農畜産物の産地・原産国表示等の確立に関する請願
請願者 長野市上松四ノ二九ノ七 西沢盛永
紹介議員 北澤 俊美君
この請願の趣旨は、第六一六号と同じである。

第一一四二二号 平成九年十一月二十七日受理
遺伝子組換え食品の表示に関する請願
請願者 奈良市法蓮町九四一ノ二ノ二〇 岡本圭末 外十九名
紹介議員 大淵 絹子君

この請願の趣旨は、第四〇八号と同じである。

第一一七三三号 平成九年十一月二十七日受理
生産者米価の価格対策に関する請願
請願者 東京都豊島区西池袋三ノ三〇ノ一 一ノ三〇七 二瓶康一 外五名
紹介議員 矢田部 理君
平成九年産自主流通米の仮渡金が全国的に前年より二千万から三千万も下がり、ほとんどが政府米価を下回り、このままでは一二年の間に一千万米価もあり得る事態にある。生産費を大幅に下回る米価になっている下で、来年の作付けを迷っている農家が生まれている。また本年四月、政府は新米を売却して自主流通米の相場を下げ、七月には値下げ幅を事実上十三%に広げたために八月末の相場を十%も下落させた。そのうえ、政府米を計画の約半分の七千万トンしか買わないと言いつくれている。農家に来年の作付けを躊躇(ちゅうちゅう)させるほどの低米価は、政府が誘導してつくられたものであり容認できない。ついては、次の事項について実現を図りたい。

- 一、政府米買入れ数量を当初の百二十万トン百三十三万トンにすること。
 - 二、当面の措置として平成九年産米の価格補填(はてん)を行うこと。
 - 三、これ以上の減反上乗せは行わず、ミニマムアクセス米は全量海外援助に回すこと。
 - 四、一俵二万円を基準にした米価の下支え制度をつくること。
 - 五、WTO協定を改定すること。
- 第一二二六号 平成九年十一月二十七日受理
生産者米価の価格対策に関する請願
請願者 東京都町田市鶴間一ノ三三ノ一 五〇三 浦野典子 外四十四名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第一一七三三号と同じである。

第一二三三三 平成九年十一月二十七日受理
国宮川辺川土地改良事業の促進に関する請願
請願者 熊本県球磨郡山江村山田一、三三三
六ノ一 中村隼人 外百三三名
紹介議員 浦田 勝君

国宮川辺川土地改良事業は昭和五十八年度に着工したが、川辺川ダム建設事業の遅れもありまだに灌漑(かんがい)排水事業には着手されていない。農業への依存度が極めて高い川辺川地域にとっては、安定した灌漑用水を確保し、近代的な農業経営を確立しなければ農業の活性化は望めない。ついでには、一日も早く川辺川地域の農業が発展するために、国宮川辺川土地改良事業を強力に促進されたい。

理由
国宮事業受益地域内に設置されている暫定水源を利用した茶、なし、メロンの営農実証展示圃場(ほじょう)では効果的な灌水がなされ、水と基盤整備の必要性は十分に実証されている。また、川辺川総合土地改良区も本年七月に発足し、地元受益農家の推進組織も整備されてきている。よって、一日も早い水利利用を待ち望んでいる受益農家のため、国宮川辺川土地改良事業の灌漑排水事業への早期着手を求める。

十二月八日日本委員会に左の案件が付託された。
一、生産者米価の価格対策に関する請願(第一二七五号)
一、遺伝子組換え食品の表示に関する請願(第一三三三三号(第一三六一号))
一、生産者米価の価格対策に関する請願(第一三三六二号(第一三六六号(第一四四八号))
一、遺伝子組換え食品の表示に関する請願(第一五〇九号)
一、生産者米価の価格対策に関する請願(第一五八五五号(第一五九〇号))
一、遺伝子組換え食品の表示に関する請願(第一六二七号(第一七二五号(第一七五四号))

一、生産者米価の価格対策に関する請願(第一七五九号(第一七六〇号))
第二二七五号 平成九年十一月二十八日受理
生産者米価の価格対策に関する請願
請願者 山形県鶴岡市大字中楯九六 菅井 巖 外五名
紹介議員 奥村 展三君
この請願の趣旨は、第一一七三三号と同じである。

第二三三三三号 平成九年十一月二十八日受理
遺伝子組換え食品の表示に関する請願
請願者 大阪府箕面市新稲五ノ一四ノ四 五 平井清治 外五十三名
紹介議員 常田 享詳君
この請願の趣旨は、第四〇八号と同じである。

第一三六一号 平成九年十一月二十八日受理
遺伝子組換え食品の表示に関する請願
請願者 奈良市青山一ノ二ノ六 水谷祥子 外十九名
紹介議員 須藤美也子君
この請願の趣旨は、第四〇八号と同じである。

第一三六二号 平成九年十一月二十八日受理
生産者米価の価格対策に関する請願(二通)
請願者 新潟県佐渡郡新穂村大字長畝 西 野義雄 外一万五千三百五十四名
紹介議員 須藤美也子君
この請願の趣旨は、第一一七三三号と同じである。

第一三六六号 平成九年十一月二十八日受理
生産者米価の価格対策に関する請願
請願者 千葉県印西市内野二ノ五ノ八ノ一、〇〇一 盛岩育子 外四名
紹介議員 国井 正幸君
この請願の趣旨は、第一一七三三号と同じである。

第一四四八号 平成九年十二月一日受理
生産者米価の価格対策に関する請願
請願者 神奈川県大和市中央林間三ノ一七 三〇 中村敏昭 外四名
紹介議員 有働 正治君
この請願の趣旨は、第一一七三三号と同じである。

第一五〇九号 平成九年十二月一日受理
遺伝子組換え食品の表示に関する請願
請願者 大阪府枚方市星丘三ノ二三ノ二 四 井上閑子 外四十九名
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第四〇八号と同じである。

第一五八五号 平成九年十二月二日受理
生産者米価の価格対策に関する請願
請願者 山形県村山市大字長善寺二二三 井上まさ 外百八十四名
紹介議員 須藤美也子君
この請願の趣旨は、第一一七三三号と同じである。

第一五九〇号 平成九年十二月二日受理
生産者米価の価格対策に関する請願
請願者 東京都目黒区目黒本町一ノ一五ノ二 二 竹内幸子 外四名
紹介議員 武田邦太郎君
この請願の趣旨は、第一一七三三号と同じである。

第一六二七号 平成九年十二月二日受理
遺伝子組換え食品の表示に関する請願
請願者 大阪府淀川区新高一ノ一三ノ二四 八二三 奥野芳雄 外二十四名
紹介議員 高木 正明君
この請願の趣旨は、第四〇八号と同じである。

第一七二五号 平成九年十二月三日受理
遺伝子組換え食品の表示に関する請願
請願者 神奈川県茅ヶ崎市堤一四ノ一〇 明道成 外一万六千二百三十三名
紹介議員 須藤美也子君
この請願の趣旨は、第四〇八号と同じである。

第一七五四号 平成九年十二月三日受理
遺伝子組換え食品の表示に関する請願
請願者 福岡市博多区博多駅中央街八ノ三 六 大隈和子 外四万二千八百八十八名
紹介議員 堂本 曉子君
この請願の趣旨は、第四〇八号と同じである。

第一七五九号 平成九年十二月三日受理
生産者米価の価格対策に関する請願
請願者 北海道空知郡奈井江町南町八区 岡村房代 外百一十四名
紹介議員 筆坂 秀世君
この請願の趣旨は、第一一七三三号と同じである。

第一七六〇号 平成九年十二月三日受理
生産者米価の価格対策に関する請願
請願者 東京都小金井市中町四ノ一八ノ三 三 館浩道 外二十五名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第一一七三三号と同じである。

十二月十日日本委員会に左の案件が付託された。
一、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案
農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案
農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案
農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。
第六十条第二項第五号中「当該担保権の目的となつて貯金等に係る債権の額から当該担保権に係る被担保債権の額を控除した額(次号において

て「担保余力額」というのの大きいものを先とする」を「機構が指定するものとする」に改め、同項第六号を削る。

第六十一条第二項を削り、同条第三項中「第一項を前項に改め、同項第一号中「農水産業協同組合等」の下に「農水産業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。以下同じ。」を加え、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 経営困難農水産業協同組合と他の農水産業協同組合等との合併で合併により農水産業協同組合等が設立されるもの

第六十一条第三項を同条第二項とし、同条に次の三項を加える。

3 第一項の規定による申込みは、前項第一号に掲げる合併を行う農水産業協同組合等のうちに二以上の救済農水産業協同組合等がある場合には、当該二以上の救済農水産業協同組合等の連名で行わなければならない。

4 第一項に規定する資産の買取りは、合併等（第二項に規定する合併等をいう。以下同じ。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める資産について行うものとする。

一 第二項第一号に掲げる合併 当該合併により存続する農水産業協同組合等の資産（当該合併前に経営困難農水産業協同組合の資産であつたものに限る。）

二 第二項第二号に掲げる合併 当該合併により設立される農水産業協同組合等の資産（当該合併前に経営困難農水産業協同組合の資産であつたものに限る。）

三 第二項第三号に掲げる信用事業譲渡等 同号の他の農水産業協同組合等の資産で当該信用事業譲渡等により譲り受けたもの

5 第一項の規定による申込みを行った農水産業協同組合等は、速やかに、その旨を都道府県知事（主務大臣の監督に係る農水産業協同組合等にあつては、主務大臣）に報告しなければならぬ。

第六十二条第二項中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同項第一号及び第二号中「又は経営困難農水産業協同組合を」と、経営困難農水産業協同組合又は合併により設立される農水産業協同組合等」に改める。

第六十三条第一項中「合併等に係る」を「合併等を行う」に、「存続する」を「存続し、若しくは合併により設立される」に改め、同条第三項中「合併等に係る」を「合併等を行う」に改め、同条第四項第四号中「存続する」を「存続し、若しくは合併により設立される」に改める。

第六十五条第一項中「又は農水産業協同組合連合会等」を「若しくは農水産業協同組合連合会等又は合併により設立される農水産業協同組合等」に改め、同条第五項中「同項に規定する」を「第六十一条第一項又は第六十二条第一項の規定による申込みを行った」に改め、「これらの者の下」に「又は合併により設立される農水産業協同組合等」を加える。

第六十六条第一項中「契約書（の下に）機構と前条第五項の契約を締結した」を加え、「当該合併等に係る資金援助に関する」を「同項の」に改め、「書面」の下に「機構と同項の契約を締結した」を加え、「当該特定援助に係る資金援助に関する」を「同項の」に改める。

第六十七条の二の見出し中「合併等を行った」を「合併等に係る」に改め、同条中「救済農水産業協同組合等である」を削り、「当該漁業協同組合連合会を合併後存続し、若しくは合併により設立された漁業協同組合連合会又は信用事業の全部若しくは一部を譲り受けた漁業協同組合連合会」に改める。

附則第六条の次に次の九条を加える。

（業務の特例）

第六条の二 機構は、当分の間、第三十四条に規定する業務のほか、次条から附則第六条の十までの規定による資金援助を行うことができる。（特定合併のあつせん）

る農水産業協同組合等が主務大臣の監督に係るものであるときは、主務大臣。次項及び附則第六条の六第一項において同じ。）は、平成十三年三月三十一日までの限り、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に、二以上の経営困難農水産業協同組合に対し、書面により、特定合併（二以上の経営困難農水産業協同組合を全部の当事者とする合併で合併により農水産業協同組合等が設立されるものをいう。以下同じ。）のあつせんを行うことができる。

一 当該二以上の経営困難農水産業協同組合のそれぞれについて、その信用事業に係る業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、当該業務を行つて居る地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあり、かつ、第六十四条第一項のあつせんを行うことが困難であると認められること。

二 当該特定合併が機構による資金援助を得て行われることが、貯金者等の保護に不可欠であること。

三 機構による資金援助（附則第六条の五第一項の資金援助にあつては、当該資金援助に係る同項に規定する援助が、当該特定合併により設立される農水産業協同組合等の信用事業に係る業務の健全かつ適切な運営のために活用されることが確保であると認められること）と。

2 都道府県知事は、前項のあつせんを行うときは、当該あつせんに係る経営困難農水産業協同組合に対し、当該あつせんが特定合併のあつせんであることを明らかにしなければならない。

3 第六十三条第五項、第六項及び第八項の規定は、第一項のあつせんを行う場合について準用する。

（特定合併に係る資金援助の申込み）

第六条の四 前条第一項のあつせんを受けた経営困難農水産業協同組合は、当該あつせんを受けただ日から一年以内に限り、機構が当該あつせん

に係る特定合併を援助するため資金援助を行うことを、機構に申し込むことができる。

2 前項の規定による申込みは、同項の特定合併を行う経営困難農水産業協同組合の連名で行わなければならない。

3 第六十一条第五項及び第六十五条の規定は、第一項の規定による申込みについて準用する。

第六条の五 農水産業協同組合連合会等が、第六十二条第一項に規定する農水産業協同組合等に係る相互援助取決めに伴い特定合併について資金の貸付けその他の援助を行う場合において、当該農水産業協同組合連合会等は、附則第六条の三第一項のあつせんが行われた日から一年以内に限り、機構が当該援助について資金援助（資産の買取り及び債務の引受けを除く。）を行うことを、機構に申し込むことができる。

2 第六十二条第三項及び第六十五条の規定は、前項の規定による申込みについて準用する。

（都道府県知事の承認）

第六条の六 附則第六条の四第一項又は前条第一項の規定による申込みに係る特定合併については、当該特定合併を行う経営困難農水産業協同組合は、これらの規定による申込みが行われる時までに、当該特定合併により設立される農水産業協同組合等の信用事業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として主務省令で定めるものを実施するための計画を策定し、都道府県知事の承認を得なければならない。

2 前項の承認の申請は、同項の特定合併を行う経営困難農水産業協同組合の連名で行わなければならない。

3 第六十三条第六項及び第八項の規定は、第一項の承認を行う場合について準用する。

（特定合併の契約の報告等）

第六条の七 附則第六条の三第一項のあつせんを受けた経営困難農水産業協同組合は、当該あつせんに係る特定合併の契約を締結したときは、直ちに、そのあつせんを行った都道府県知事又は

第八部

農林水産委員会会議録第五号

平成九年十二月十日

【参議院】

平成九年十二月十七日印刷

平成九年十二月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局